

改正博物館法施行への対応状況について

文化財課

1 経緯

千葉市教育委員会では、平成27年度より博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）、博物館の登録に関する規則（平成27年3月教委規則第3号）に基づき、市内の博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定を行ってきた。

博物館の設置主体の多様化と適正な運営の確保を目的として、博物館法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本市でも関連する条例・規則の改正をはじめ、必要な対応を進めている。

2 関連する条例・規則の改正

(1) 千葉市立博物館設置条例

ア 改正の趣旨

公立博物館の設置に関する事項を条例で定めることとする規定が削除されるなど、条例で引用する博物館法の条項ずれ等の規定の整備を図る必要が生じたため、一部改正を行った。

イ 改正の概要

(ア) 引用している博物館法の条文に関する規定の削除（第1条）

公立博物館の設置について条例で定めることを規定していた博物館法第18条が削除されたことを受け、該当部分を削除した。

なお、公立博物館を含む公の施設の設置と管理については、地方自治法第244条の2に基づき条例で定めることが規定されており、実体的な効力が失われていた条文の整理であるため、支障は生じない。

(イ) 法改正に伴う条項ずれの整理（第3条第1項、同条第3項）

千葉市立博物館協議会の設置及び委員の任命に関する規定で引用している博物館法の条項について整理した。

ウ 施行期日

令和5年4月1日（博物館法の一部を改正する法律の施行日と同日）

(2) 博物館の登録に関する規則

ア 改正の趣旨

市内の博物館の設置者（県立施設を除く）が、博物館の運営の状況について定期的に千葉市教育委員会に報告することが必要になるなど規定の整備を図る必要が生じたため、一部改正を行った。

イ 改正の概要

(ア) 登録申請の添付書類の整理（第2条）

審査基準に適合することを証する書類を申請書に添付することが博物館法で規定されたため、重複することになった添付書類及び様式について規定を削除した。

(イ) 実地調査の対象の追加（第3条）

博物館法第18条に基づく博物館の設置者に対する勧告、命令を対象に追加した。

※従来は登録の審査、取消しのみ。

(ウ) 登録通知に関する規定の削除（旧第5条）

登録通知の際に学識経験者の意見を附して指導・助言を行うなどの柔軟な対応を可能とするため、登録通知の様式について定める規定を削除した。

(エ) 定期報告の義務化に伴う規定の追加（第6条）

博物館法第16条に基づき、登録博物館の設置者は、定期的に千葉市教育委員会に対して博物館の運営状況を報告しなければならないことを定める規定を追加した。

(オ) 公表方法に関する規定の追加（第8条）

博物館法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項又は第20条第2項に規定する公表方法について、公示及びインターネットの利用により行うことを定める規定を追加した。

(カ) 委任に関する規定の追加（第9条）

博物館法第13条第1項に規定する登録の審査基準を千葉市教育委員会で定めることが必要になったため、委任に関する規定を追加した。

(キ) 条項ずれ等の整理（第1条、第4条、第5条、第7条、様式第1号～様式第5号）

その他条項ずれの対応や様式の整備など、所要の改正を行った。

ウ 施行期日

令和5年4月1日（博物館法の一部を改正する法律の施行日と同日）

3 今後の対応

(1) 登録博物館の審査基準

新たに博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に追加された「博物館の登録に係る基準を定めるに当たって参酌すべき基準」をもとに市の基準を定める。

市内に所在する県立の登録博物館2館及び県内他市町に所在する施設の登録審査は千葉県教育委員会が行うため、県市間で基準の齟齬が生じないように、千葉県教育委員会と調整した上で定める。

(2) 博物館に相当する施設（指定施設）の審査基準の整備

指定施設の審査基準についても、新たに博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に追加された「博物館の登録に係る基準を定めるに当たって参酌すべき基準」を準用し、市の基準を定める。

市内に所在する県立の登録博物館2館及び県内他市町に所在する施設の登録審査は千葉県教育委員会が行うため、県市間で基準の齟齬が生じないように、千葉県教育委員会と調整した上で定める。

(3) 新規の登録・指定施設の申請受付と審査

改正博物館法の施行を受け、市内の登録・指定・類似施設に対して改正内容の周知を行っており、今後、申請に向けた相談への対応、申請の受付を行う。

なお、登録・指定の審査に際して行う事前に学識経験を有する者への意見聴取については、対象施設の館種等に応じて文化庁が公表している有識者リストを活用するなど、適切な人物へ依頼する。

(4) 既存の登録・指定施設の再審査・確認

対象となる既存の登録博物館（加曾利貝塚博物館、郷土博物館の2館）については、令和10年3月末までに再審査を行う必要がある。新規の登録・指定施設の審査を優先しつつ、再審査を進めていく。

また、対象となる既存の博物館相当施設（千葉市美術館、千葉経済大学地域経済博物館の2館）についても令和10年3月末までに新規の要件を満たしていることの確認を行う必要がある。登録博物館同様に新規の登録・指定施設の審査を優先しつつ、確認を進めていく。

【添付資料】

別添資料1 千葉市立博物館設置条例

別添資料2 新旧対照表（千葉市立博物館設置条例の一部を改正する条例）

別添資料3 博物館の登録に関する規則

別添資料4 新旧対照表（博物館の登録に関する規則の一部改正）

○千葉市立博物館設置条例

昭和 58 年 3 月 15 日
条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、次のとおり博物館を設置する。

名称	位置
千葉市立加曽利貝塚博物館	千葉市若葉区桜木 8 丁目 33 番 1 号
千葉市立郷土博物館	千葉市中央区亥鼻 1 丁目 6 番 1 号

(平成 3 条例 49・平成 20 条例 1・一部改正)

(博物館協議会)

第 3 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、千葉市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

3 博物館法第 24 条の規定による委員の任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成 24 条例 23・令和 5 条例 11・一部改正)

(観覧料)

第 4 条 博物館の観覧料は、無料とする。ただし、博物館において特別展、講演会等特別の催しを開く場合は、その期間に限り、市長は観覧料を定め、これを徴収することができる。

(平成 27 条例 60・全改)

(観覧料の減免)

第 5 条 前条ただし書の観覧料は、特に必要があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(平成 27 条例 60・旧第 6 条繰上・一部改正)

(職員)

第 6 条 博物館に必要な職員を置く。

(平成 27 条例 60・旧第 7 条繰上)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平成27条例60・旧第8条繰上)

附 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 次の条例は、廃止する。

(1) 千葉市加曽利貝塚博物館設置管理条例(昭和41年千葉市条例第14号)

(2) 千葉市郷土館設置管理条例(昭和42年千葉市条例第20号)

附 則(平成3年12月13日条例第49号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月28日条例第1号)

この条例は、平成20年2月4日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第23号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月29日条例第60号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市立博物館設置条例の一部を改正する条例）

改正前	改正後
<p>千葉市立博物館設置条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u> <u>第18条の規定に基づき</u>、博物館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、次のとおり博物館を設置する。 表(略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第3条 <u>法第20条第1項</u>の規定に基づき、千葉市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2(略) 3 <u>法第21条</u>の規定による委員の任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。 4(略)</p> <p>以下(略)</p>	<p>千葉市立博物館設置条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、 博物館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、次のとおり博物館を設置する。 表(略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第3条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項</u>の規定に基づき、千葉市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2(略) 3 <u>博物館法第24条</u>の規定による委員の任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。 4(略)</p> <p>以下(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○博物館の登録に関する規則

平成 27 年 3 月 30 日
教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 22 条の規定に基づき、博物館の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令和 5 教委規則 10・一部改正)

(登録申請)

第 2 条 法第 12 条第 1 項の規定による申請は、博物館登録申請書(様式第 1 号)によるものとする。

(令和 5 教委規則 10・全改)

(実地調査)

第 3 条 千葉市教育委員会は、法第 13 条第 1 項の規定による登録の審査、法第 18 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項の規定による命令又は法第 19 条第 1 項の規定による登録の取消しにあたり、必要があると認めるときは実地調査を行うことができる。

(令和 5 教委規則 10・旧第 4 条繰上・一部改正)

(博物館登録原簿)

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定により、千葉市教育委員会に備える博物館登録原簿は、様式第 2 号のとおりとする。

(令和 5 教委規則 10・追加)

(登録事項変更の届出)

第 5 条 法第 15 条第 1 項の規定による届出は、博物館登録事項変更届書(様式第 3 号)により、変更のつど行うものとする。

(令和 5 教委規則 10・旧第 6 条繰上・一部改正)

(定期報告)

第 6 条 法第 16 条による報告は、定期報告書(様式第 4 号)によるものとする。

(令和 5 教委規則 10・追加)

(廃止の届出)

第 7 条 法第 20 条第 1 項の規定による届出は、博物館廃止届書(様式第 5 号)によるものとする。

(令和 5 教委規則 10・一部改正)

(公表)

第 8 条 法第 14 条第 2 項、法第 15 条第 2 項、法第 19 条第 3 項又は法第 20 条第 2 項の規定による公表は、公示及びインターネットの利用より行うものとする。

(令和 5 教委規則 10・全改)

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令和 5 教委規則 10・追加)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 16 日教委規則第 10 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

(令和5教委規則10・全改)

様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

申請者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

申請者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地

様式第 2 号

(令和 5 教委規則 10・全改)

様式第 2 号

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	記号番号			
設 置 者 の 名 称				
設 置 者 の 住 所				
博 物 館 の 名 称				
博 物 館 の 所 在 地				
備 考				

様式第3号

(令和5教委規則10・全改)

様式第3号

博物館登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

博物館登録(添付書類記載)事項について、次のような変更があったので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
- 7 変更年月日
- 8 変更の理由

様式第4号

(令和5教委規則10・全改)

様式第4号

定期報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

(1) 博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無 有・無

(2) 博物館の名称及び所在地の変更の有無 有・無

(3) 学芸員の人数 (年 月 日現在) 人

(4) 博物館資料の数 (年 月 日現在) 点

(5) 年間の開館日数 日

(6) 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無 有・無

(7) 活動実績

様式第 5 号

(令和 5 教委規則 10・全改)

様式第 5 号

博物館廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 廃止の年月日
- 7 廃止の理由

新旧対照表（博物館の登録に関する規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>博物館の登録に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（博物館登録原簿）</u></p> <p>第2条 <u>法第10条の規定により、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号のとおりとする。</u></p> <p>(登録申請)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項</u>の規定による申請は、博物館登録申請書（<u>様式第2号</u>）によるものとする。</p> <p><u>2 法第11条第2項各号の博物館資料の目録は、博物館資料目録（様式第3号）のとおりとする。</u></p> <p><u>3 博物館登録申請書には、法第11条第2項の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（1）学芸員補を置くときは、その種別ごとの氏名を記載した書面</u></p> <p><u>（2）館長、学芸員及び学芸員補の主な履歴を記載した書面</u></p> <p><u>（3）私立博物館にあっては、法人であることを証する書面</u></p> <p><u>（実地調査等）</u></p> <p>第4条 <u>委員会</u>は、<u>法第12条</u>の規定による登録要件の審査又は<u>法第14条第1項</u>の規定による登録の取消しにあたり、必要があると認めるときは実地調査を行うことができる。</p>	<p>博物館の登録に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>(登録申請)</p> <p>第2条 <u>法第12条第1項</u>の規定による申請は、博物館登録申請書（<u>様式第1号</u>）によるものとする。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（実地調査）</u></p> <p>第3条 <u>千葉市教育委員会</u>は、<u>法第13条第1項</u>の規定による登録の審査、<u>法第18条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令又は法第19条第1項</u>の規定による登録の取消しにあたり、必要があると認めるときは実地調査を行うことができる。</p>

(新規)

(登録通知)

第5条 法第12条の規定による登録した旨の通知は、博物館登録通知書（様式第4号）によるものとする。

(登録事項等変更の届出)

第6条 法第13条第1項の規定による届出は、博物館登録事項等変更届書（様式第5号）により、変更のつど行うものとする。

(新規)

(廃止の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届書（様式第6号）によるものとする。

(公示)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を公示しなければならない。

(1) 法第12条の規定により登録したとき。

(2) 法第14条第1項の規定により登録の取消しをしたとき。

(3) 法第15条第2項の規定により登録のまつ消をしたとき。

(新規)

(博物館登録原簿)

第4条 法第14条第1項の規定により、千葉市教育委員会に備える博物館登録原簿は、様式第2号のとおりとする。

(削る)

(登録事項変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届書（様式第3号）により、変更のつど行うものとする。

(定期報告)

第6条 法第16条による報告は、定期報告書（様式第4号）によるものとする。

(廃止の届出)

第7条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届書（様式第5号）によるものとする。

(公表)

第8条 法第14条第2項、法第15条第2項、法第19条第3項又は法第20条第2項の規定による公表は、公示及びインターネットの利用により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第1号

様式第1号

博物館登録原簿

事項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月	記 号	年 月 日	年 月 日
設置者の名称および事務所所在地				
博 物 館 の 名 称				
博 物 館 の 所 在 地				
備 考				

様式第1号

様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

申請者の住所
(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者の氏名
(団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地

様式第2号

様式第2号

博物館登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名 印
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称(私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

様式第2号

様式第2号

博物館登録原簿

事項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日 記号番号	年 月 日	年 月 日
設置者の名称			
設置者の住所			
博物館の名称			
博物館の所在地			
備 考			

様式第3号

様式第3号

博物館資料目録
自然科学(人文科学)に関する資料

種 目	品 名	数 量	所有、借用の別	備 考

様式第3号

様式第3号

博物館登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

届出者の住所
(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名
(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

博物館登録(添付書類記載)事項について、次のような変更があったので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
- 7 変更年月日
- 8 変更の理由

様式第4号

様式第4号

博物館登録通知書

年 月 日

様

千葉市教育委員会 届

次のとおり登録したので、博物館法第12条の規定により通知します。

- 1 設置者の名称(私立博物館にあっては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号

様式第4号

様式第4号

定期報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

届出者の住所
(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名
(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 施設名
- 2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 報告事項
 - (1) 博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無 有・無
 - (2) 博物館の名称及び所在地の変更の有無 有・無
 - (3) 学芸員の人数 (年 月 日現在) 人
 - (4) 博物館資料の数 (年 月 日現在) 点
 - (5) 年間の開館日数 日
 - (6) 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無 有・無
 - (7) 活動実績

様式第5号

様式第5号

博物館登録事項等変更届書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所
届出者の氏名
代表者の氏名 印
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

博物館登録(添付書類記載)事項について、次のような変更があつたので、博物館法第13条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称(私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 変更事項
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由

様式第5号

様式第5号

博物館廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会 様

届出者の住所
(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
届出者の氏名
(団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 廃止の年月日
- 7 廃止の理由

様式第6号

様式第6号

博物館廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所
届出者の氏名
代表者の氏名 印
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称(私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止の理由

(削る)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。